

ケアハウス重要事項説明書

令和6年7月1日
ケアハウス たくま

当事業所はご契約者に対して事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 詫間福祉会
- (2) 法人所在地 香川県三豊市詫間町詫間7732番地60
- (3) 電話番号 0875-83-6261
- (4) 代表者氏名 理事長 三宅 博
- (5) 設立年月 昭和57年6月10日
- (6) 法人登記 昭和57年7月13日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 ケアハウス たくま
- (2) 事業所の所在地 香川県三豊市詫間町詫間7053番地245
- (3) 電話番号 0875-83-6261
- (4) 施設長名 濱上 靖
- (5) 当事業所の運営方針 ご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができ、生きがいをもって生活できるように支援いたします。
- (6) 開設年月 平成6年4月1日
- (7) 利用定員 50人
- (8) 従業者の体制

事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	配置基準
1.施設長(管理者)	0.5	1(兼務可)
2.生活相談員	1	1
3.介護職員(看護職員含む)	3.8	2
4.事務員	1	1
5.調理員	日清医療食品株式会社へ業務委託	
6.管理栄養士	0.3	1

3. 当事業所が提供するサービスの概要

(1) 食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況に応じた食事を提供いたします。

(食事時間)

- 朝食 午前 7:45
昼食 午後11:20
夕食 午後17:00

(2) 入浴

大浴場は毎日以下の時間帯で利用することができます。
(入浴時間) 午前9:00～11:00 午後13:00～16:30
但し、浴室の清掃時間を除く

(3) 相談及び援助

当事業所は、ご利用者及びご家族から、ご利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠実に対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(4) 社会生活上の便宜

当事業所では、ご利用者からの要望等を考慮の上、野外活動、季節行事の年間イベント、地域交流、買い物、レク活動等を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援いたします。また、必要、希望に応じて行政機関等の手続きを代行いたします。

4. 利用料

(1) 生活費 月額 48,500円

※但し、冬期(11月～3月まで)は月額 2,100円が加算されます。
※電気代、水道代、電話代等は個人負担となります。

(2) 管理費 月額 23,000円

(3) 事務費 月額 10,000円～ 46,300円

※本人の収入により異なります。(下表を参照)

	対象収入による階層区分	本人からの徴収額 (月額)
1	1, 500, 000円以下	10,000円 (夫婦の場合)7,000円
2	1, 500, 001円～ 1, 600, 000円	13, 000円
3	1, 600, 001円～ 1, 700, 000円	16, 000円
4	1, 700, 001円～ 1, 800, 000円	19, 000円
5	1, 800, 001円～ 1, 900, 000円	22, 000円
6	1, 900, 001円～ 2, 000, 000円	25, 000円
7	2, 000, 001円～ 2, 100, 000円	30, 000円
8	2, 100, 001円～ 2, 200, 000円	35, 000円
9	2, 200, 001円～ 2, 300, 000円	40, 000円
10	2, 300, 001円～ 2, 400, 000円	45, 000円
11	2, 400, 001円以上	46, 300円

① この表における「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。(入居時と毎年6月末の収入申告により決定いたします。)

② 生活費は県知事の定める額(基準額)の改定に伴い単価は変更いたします。

③ 月の途中に入退居があった場合、管理費は契約締結日、契約解除日を基準に日割り計算し、生活費は実利用日を基準に計算いたします。(食費については喫食日数による)

(4)食費

食費は、生活費の中に含まれております。もし外泊、外出等で欠食があった場合は下記の金額を減免いたします。(ただし、前日正午までに申し出があった場合のみとなります。)

(食費) 朝食220円 昼食450円 夕食450円

(5)利用料以外の負担金

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 居室の電気料 | 四国電力との個別契約 |
| ② 居室の電話料 | NTTとの個別契約 |
| ③ 居室の水道料 | 使用料に応じて |
| ③ 趣味娯楽活動等に要する費用 | 4, 000円(月額) |
| ④ 特別なサービスに要した費用 | 実費 |

(6)利用料金のお支払い方法

前記の料金・負担金は1か月ごとに計算し、利用月の27日に指定口座より引き落としさせていただきます。

5. 契約の解除

(1) 以下に該当したとき、契約を解除させて頂く場合があります。

- ① 不正またはいつわりの手段によって利用承認を受けたとき。
- ② 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- ③ サービス提供に要する費用の減額の申請に当たって虚偽の届け出を行ったとき
- ④ 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しい困難となったとき。
- ⑤ 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- ⑥ 金銭の管理、各種サービスの利用について利用者自身で判断ができなくなったとき。
- ⑦ 共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不相当と思われる事由が生じたとき。
- ⑧ 入院により利用しない場合において、利用者が利用契約の解除を承諾したとき
- ⑨ 利用者が長期にわたって施設を利用しない場合において、利用者が利用契約の解除を承諾したとき。
- ⑩ 外泊時の帰着予定日(無断で外泊したときはその日)から30日を超えて帰着せず、かつ、帰着の日を連絡しないとき
- ⑪ その他契約書及び運営規程に違反したとき

(2)解除の通知と届出

契約を解除させて頂く場合は、解除日の2ヶ月前までにご利用者に通知いたします。ご利用者から契約解除する場合は、解除日の1ヶ月前までに届出が必要です。

6. 当事業所ご利用にあたって留意いただく事項

(1) 外泊、外出について

- ① 外泊及び長時間の外出については連絡場所、帰園予定日、時間等の事前の届出が必要です。
- ② 1ヶ月を超える不在の場合は利用料の支払い、居室の管理方法等、別途協議いたします。

(2) 面会、宿泊について

- ① 面会時間は原則午前8:30～午後18:00といたします。
- ② 利用者以外の外来者が宿泊される場合は、事前の届出が必要です。

(3) 居室の造作、原状回復について

- ① 原則居室の造作、模様替え等はできません。
- ② 居室及び建物、備品を破損、滅失した場合は原状回復して頂くか、対価をお支払い頂きます。

(4) 迷惑行為について

以下の行為はしないで下さい。

- ① 他のご利用者への迷惑行為や事業所の秩序及び風紀を乱す等、共同生活に甚だしく支障をきたす行為。
- ② 犬、猫等のペットを飼育すること。
- ③ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 特定の政治、宗教活動
- ⑤ 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- ⑥ 届出のない外泊、長時間の外出。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、計画に基づき年2回利用者及び従業員の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関の連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者及び家族の情報を洩らしません。また、退職後においてもこれらの情報を保守するべき旨を従業員との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護に努め、従業員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 苦情の受付について

(1) 苦情解決責任者 濱上 靖(施設長)

(2) 苦情受付窓口(担当者) 山本 裕樹(生活相談員)

行政機関その他苦情受付時間

三豊市介護保険課 介護保険課	所在地 三豊市高瀬町下勝間2373番地 電話番号 介護保険課介護保険係 0875-73-3017 受付時間 8:30 ~ 17:00
香川県長寿社会対策課	所在地 高松市番町4-1-10 電話番号 087-832-3266 受付時間 8:30 ~ 17:00
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 高松市番町1-10-35 電話番号 087-861-1300 受付時間 8:30 ~ 17:00
香川県国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 電話番号 087-822-7453 受付時間 8:30 ~ 17:00

(3) 第三者委員 田尾幸雄、岸本章敬、小野敏夫(社会福祉法人詫間福祉会苦情相談委員)

(4) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員に対しての報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

第三者委員による苦情内容の確認

第三者委員による解決案の調整、助言

話し合いの結果や改善事項の確認

令和 年 月 日

ケアハウスたくまのご利用に際し、ケアハウス重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

香川県三豊市詫間町詫間7053番地245 ケアハウスたくま

職名

職員氏名

印

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

<ご利用者>

住所

氏名

印

<身元保証人>

住所

氏名

印

<身元保証人>

住所

氏名

印